

長浜市結婚支援活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援し運営する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれかに掲げる団体で、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 自治会
- (2) 地域づくり協議会
- (3) 市内に本部又は拠点を置く法人
- (4) 5人以上の構成員によって組織された任意団体（市関係部局がその活動を認知しているものに限る。）

2 前項第3号の法人は、この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税に未納がないものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 特定の個人若しくは団体の宣伝広告又はこれに類似した標識等を示している事業
- (2) 宗教的活動を目的とする事業
- (3) 政治的活動を目的とする事業
- (4) 営利を目的とした結婚相手紹介業者が実施する事業
- (5) その他公共の福祉に反する事業

(概算払)

第4条 市長は、事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	内容
補助対象事業	市内において実施する次に掲げる結婚支援活動 (1) 結婚相談を推進する事業 (2) 結婚に関して集会的に出会いを創出する事業 (3) その他結婚活動を促進する事業
補助対象経費	補助対象事業を実施するために要する、謝金、費用弁償、会議

	費、印刷製本費、通信費、使用料、賃借料、原材料費その他の必要と認められる経費。ただし、備品購入費又は飲食に係る経費を除く。
補助率	3分の2以内
補助金の上限	1事業につき10万円以内
補助限度	1団体につき1事業（年間）